

I B外為サービス規定

(2020年6月15日制定)

第1条【サービスの内容等】

(1) 利用可能なサービス

I B外為サービス(以下「外為サービス」といいます)の契約者は、以下のサービスを利用することができます。サービスの利用にあたっては、東日本銀行(以下「当行」といいます)所定の利用申込書の提出が必要です。

海外送金受付サービス

輸入信用状発行依頼(条件変更依頼)受付サービス(以下「信用状受付サービス」といいます)

(2) サービスの内容

海外送金受付サービス

契約者からの依頼にもとづき仕向送金の申し込みを受け付けるサービスです。また、被仕向送金明細照会・外貨預金入出金明細照会・船積書類到着案内・相場情報照会・外貨預金振替の機能も同時に利用できます。

信用状受付サービス

契約者からの依頼にもとづき、輸入信用状の発行および条件変更(以下「発行(変更)」といいます)の申し込みを受け付けるサービスです。また、船積書類到着案内・相場情報照会の機能も同時に利用できます。

(3) 利用可能な預金口座

指定口座

支払・入金に利用する指定口座は、契約者が契約時に届け出た取引店にある契約者名義の普通預金・当座預金・外貨普通預金とします。ただし、同一通貨で2口座以上登録できません。

外貨預金入出金明細照会口座

外貨預金入出金明細照会口座は、契約者名義の取引店にある外貨普通預金に限定します。

第2条【利用条件】

(1) 東日本ビジネスI Bサービスの申込

外為サービスのお申し込みにあたっては、東日本ビジネスI Bサービスの申込が必須となります。また、お申し込みにあたっては、当行所定の審査を行います。審査結果によってはご希望に沿えない場合があります。ご利用開始後も当行所定の審査の結果によってはご利用を継続いただけない場合があります。

(2) 適用される利用規定

外為サービスの利用にあたっては、本利用規定に定めのない事項は、東日本ビジネスI Bサービス規定の各条項によるものとします。

(3) 発信日・発行日について

外為サービスにおいては、取組指定日における仕向送金の対外発信、および輸入信用状の発行等を確認するものではありません。

第3条【依頼内容の確定】

(1) 依頼内容の確定

取引に必要な所定の事項を受信したことを当行が確認した時点で、当該取引の依頼内容は確定するものとします。

(2) 依頼内容に瑕疵(不具合)があった場合

当行が受信した依頼データに瑕疵(不具合)があった場合、当行は当行の判断により手続きを変更(遅延を含む)または中止する場合があります。これに起因して契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

第4条【海外送金受付サービス】

(1) 仕向送金

送金依頼人

海外送金受付サービスにおいては、送金依頼人と送金人が異なる取引は取り扱いできません。

送金依頼

海外送金受付サービスにより仕向送金を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに送金依頼データを送信することとします。受付時限を超過して送金依頼データを送信した場合は、契約者が当該送金の取消手続きを行なうものとします。なお、中国元建ての送金依頼にあたっては、事前に取引店で当行所定の手続きを行なうものとします。

送金依頼の取り扱い

確定した送金依頼内容は、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な送金依頼として取り扱います。

送金指定日

送金指定日は当行の営業日とし、契約者が送金依頼の都度指定することとします。

なお、当行所定の時限内に送金依頼を行なっても、海外の市場休場などにより、送金指定日に取扱いえない場合には、翌営業日が指定されたものとして取り扱います。

適用相場

送金指定日の当行所定の時間までに受け付けした取引は、金額に係わらず送金指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用することとします。送金指定日の当行所定の時間以降受付時限までに受け付けしたデータのうち、直物取引で10万米ドル相当額以上に値する取引の場合は、市場実勢相場を基準とした個別仕切りとなります。

なお、個別仕切りとなる取引は当行が依頼内容を確認し、契約者が事前に届け出た連絡先に連絡をした時点で相場が確定するものとします。万一連絡が取れない場合は、仕向送金の取り扱いは実施しないものとします。

また、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、送金依頼データに該当為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

予約番号の入力相違、予約残高不足の場合は、仕向送金の取り扱いは実施しないものとします。

許可・届出書の提示等

外国為替及び外国貿易法(以下「外国為替法」といいます)その他の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、送金実行までに当行あて

に当該書類等を提示または提出するものとします。

送金経路等の選定

送金実行のために利用する当行の本支店または他の金融機関(以下「関係銀行」といいます)の選定ならびに送金経路の選定について、契約者は当行に一任することとします。

送金資金の決済

契約者は、送金資金を当行所定の日時まで所定の方法で支払うこととします。なお、送金資金の決済ができない場合、当行は送金手続きを取消したうえ、契約者に対し、損害金を請求する場合があります。

送金手続きの取り止め

契約者から依頼を受けた仕向送金について、当行にて取り扱いが困難と判断した場合は、送金手続きを取りやめる場合があります、これにより契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

外国送金取引規定の適用

本利用規定に定めのない事項については、外国送金取引規定の定めにより取り扱います。

依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合は、契約者は当行所定の依頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、仕向送金手数料等相当額は返却しません。

組戻等

送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更し、またはその依頼をとりやめる場合には、取扱店の窓口において、外国送金取引規定に基づく変更または組戻しの手続きにより取り扱います。なお、受付にあたっては、手数料がかかります。また、関係銀行による拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、変更または組戻しができない場合があります。

(2) 外貨預金振替

取引概要

外貨預金振替とは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者の届け出の円預金口座から届け出の外貨預金口座への、または届け出の外貨預金口座から届け出の円預金口座への振替を依頼する機能およびこれに付随する取引状況照会等の機能のことをいいます。

振替依頼

外貨預金振替を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに振替依頼データを送信することとします。ただし、振替指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用する場合、外国為替相場公表前には振替依頼を行なうことはできません。

振替依頼の取り扱い

確定した振替依頼内容は、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な振替依頼として取り扱います。

振替指定日

振替指定日は当行の営業日とし、契約者が振替依頼の都度指定することとします。

適用相場

振替指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用することとします。

また、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、振替依頼データに該当為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

予約番号の入力相違、予約残高不足の場合は、当行はその振替依頼を処理しません。

振替資金の決済

当行は、振替資金を当行所定の方法により引き落とします。支払指定口座の残高不足等により振替資金の決済ができない場合、当行はその振替依頼を処理しません。また、この場合当行は契約者へ取り扱いできない旨の通知の義務を負いません。

依頼内容に瑕疵がある場合の取り扱い

依頼データの入力不備など、依頼内容に瑕疵がある場合は、当行はその振替依頼を処理しません。また、この場合当行は契約者へ取り扱いできない旨を通知する義務を負いません。

相場公表停止等の取り扱い

外国為替相場が急激に変動し、当行の外国為替相場が公表停止になった場合は、振替依頼の受付を制限することがあります。

依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。

第5条【信用状受付サービス】

(1) 伝送時限

信用状受付サービスにより輸入信用状の発行(変更)を依頼する場合は、当行所定のデータ受付時限までに発行(変更)依頼データを送信することとします。

(2) 発行(変更)依頼の取り扱い

確定した発行(変更)依頼データは、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な発行(変更)依頼として取り扱います。

(3) 取扱指定日

取扱指定日は当行の営業日とし、契約者が発行(変更)依頼の都度指定することとします。当行は発行(変更)指定日に発行(変更)手続きを行なうこととします。

(4) 外国為替取引約定書の適用

本利用規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する外国為替取引約定書その他の関連契約の定めにより取り扱います。

(5) 取引不能となる場合

次の各号に該当する場合、信用状受付サービスによる輸入信用状の発行(変更)の取り扱いはできません。

当行所定の審査の結果、当行が輸入信用状の発行(変更)を行なわないことを決定したとき
輸入信用状の発行(変更)依頼が当行所定の取扱日および利用可能時間の範囲を超えると
き、その他当該依頼が当行所定の手続きに則って行なわれていないとき

(6) 輸入信用状の発行(変更)

当行が発行(変更)依頼内容を審査のうえ承認したときは、当行所定の方法により、輸入信用状の発行(変更)手続きを行ないます。輸入信用状の発行(変更)手続き実行後は、当該発行(変更)依頼の

変更、取消はできないこととします。

(7) 許可・届出書の提示等

契約者は、外国為替法等の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行あてに当該書類等を提示または提出することとします。

(8) 発行（変更）手続きの中止、取消

次の場合、当行は契約者に通知することなく、輸入信用状の発行(変更)手続きを中止し、または取消をすることがあります。そのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

外国為替法、その他日本および外国の法令上取り扱えない輸入信用状の発行(変更)依頼の場合

前項の定めに対し、外国為替法その他法令上必要な書類等が当行所定の期間内までに、当行の取扱店に到着しない場合

輸入信用状の発行(変更)依頼データに瑕疵(不具合)がある等の理由により、依頼を受けた輸入信用状の発行(変更)手続きが行なえないと、当行が判断した場合

(9) 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合には、契約者は当行所定の依頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、輸入信用状の発行(変更)にかかる手数料相当額は返却しません。

第6条 [送金資金・手数料等]

(1) 送金資金・振替資金

外為サービスにより仕向送金・外貨預金振替を取り組む場合は、契約者が指定した支払指定口座から支払うこととします。この場合、当行の各種預金規定・当座勘定規定・各種貸越約定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、小切手の呈示、または借入請求書の提出なしに、当行所定の方法により自動的に引き落とすこととします。ただし、仕向送金は外貨預金を支払指定口座とする場合は、通貨の交換が起きない場合に限り利用できます。

(2) 手数料等

送金手数料等

仕向送金を取り組む場合は、当行所定の送金手数料がかかります。その他、当行所定の取扱手数料や他行からの手数料請求等がかかる場合があります。また、仕向送金の組戻・再送金・内容変更を行なった場合は、当行所定の組戻手数料・送金手数料・内容変更手数料がかかります。

輸入信用状発行(変更)手数料等

外為サービスにより輸入信用状の発行(変更)手続きを行なう場合は、当行所定の信用状開設手数料等がかかります。

月額基本手数料

外為サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本手数料がかかります。

(3) 手数料等の支払方法

前項 および の手数料等は契約者が指定した手数料引落指定口座から、前項 の手数料は別途契約者が指定した月額手数料引落指定口座から預金口座振替の方法により当行所定の日に引き落とします。この場合、当行の各種預金規定・当座勘定規定・各種貸越約定等の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、小切手の呈示、または借入請求書の提出なしに、当行所定の方法により自動的に引き落とすこととします。

(4) 手数料等の変更

当行は、第2項に定める手数料を、契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

第7条【取引内容の確認】

(1) 電子メールの確認

当行がIB外為サービスにかかる依頼データを受け付けた場合は、届け出の電子メールアドレスあてに受付番号等を記載した電子メールを送信しますので、契約者は速やかにこれを確認することとします。

(2) 通帳・取引明細表等による照合

IB外為サービスによる取引を行なった後は、速やかに預金通帳への記帳または取引明細表(IB外為サービスの取引明細照会を含む)等により、取引内容を照合してください。照合の結果、万一取引内容・預金残高等に疑義がある場合は、直ちに取引店あてに連絡してください。

第8条【解約等】

(1) 当事者の都合による解約

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。

また、東日本ビジネスIBサービスが解約された場合には、本サービスは解約されたものとみなします。

(2) 通知の延着、未着

前項の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所宛てに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(3) 強制解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は、契約者に何ら通知を発信することなく、即時に本サービスを解約することがあります。

支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明になったとき。

契約者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。

契約者が本規定、当行所定の普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定の各条項に違反したとき。

(4) 当行の判断によるサービスの一時中止または解約

当行は、契約者と当行との間の信頼関係に疑義が生じる事由が発生した場合、または当行所定の審査手続き等の結果、解約が相当と判断したときは、契約者に通知することなく本サービスの利用

を一時中止または解約することがあります。

(5) 処理の中止

本サービスが解約等により終了した場合、その時点までに処理が完了していない取引依頼については、当行は、その処理を継続する義務を負いません。

(6) 手数料の清算

解約時点で未納となっている各種手数料については、第6条に定める支払時期にかかわらず、解約時に支払うものとしします。

第9条【利用規定の変更】

次の各項のいずれかに該当する場合、当行は、本規定を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を当行のホームページ等当行の定める方法で（第2項の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、当行が相当と認める方法で周知することにより、本規定の内容を変更することができるものとしします。

(1) 変更内容がお客さまの一般の利益に適合するとき

(2) 変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

また、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととしします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は、責任を負いません。

以上